



平成 22 年 5 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 触 媒
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 忠 夫
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 和 田 輝 久
(TEL 06-6223-9111)

定款一部変更の件

当社は、平成 22 年 5 月 6 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 22 日開催予定の第 98 期定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上を図るため、第 5 条の当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化を、より一層高めることを目的として、経営の意思決定機能・監督機能と執行機能を分離する執行役員制度を導入いたします。これに伴い、第 19 条の取締役員数の上限を 16 名から 10 名に減ずるとともに、第 24 条の取締役副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止するものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨を、変更案の定款第 30 条に追加するものであります。なお、変更案の定款第 30 条の株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記(3)の変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 22 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 22 日 (火曜日)

別 紙

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行なう。</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>
<p>(員数) 第19条 当社に取締役16名以内、監査役3名以上を置く。</p>	<p>(員数) 第19条 当社に取締役10名以内、監査役3名以上を置く。</p>
<p>(役付取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名および取締役社長1名を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外取締役および社外監査役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第30条～第34条</p>	<p>第31条～第35条</p>

以上